

意 見

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年埼玉県条例第5号）の改正について、次のように意見を申し出る。

1 改正の内容

病院に勤務する看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したときに支給する夜間看護手当について、国の改定内容等を踏まえ、次のとおり手当額を引き上げること。

(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7,300円

(2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円

イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円

ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円

2 実施時期

速やかに実施することが適当である。